

合併協議会だより

編集発行：稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会事務局 〒492-8269稲沢市稲府町1番地
TEL0587-32-1111（稲沢市ホームページアドレス <http://www.city.inazawa.aichi.jp>）

住所表示変更に伴う手続についてのお知らせ

平成 17 年 4 月 1 日より、稲沢市、祖父江町及び平和町は一つになり、新しい「稲沢市」がスタートします。この合併に伴って、4 月 1 日から祖父江町及び平和町においては次のとおり住所の表示が変更されます。

例 1 祖父江町の区域

中島郡祖父江町大字上牧字下川田454番地 稲沢市祖父江町上牧下川田454番地

例 2 平和町の大字前浪、大字新開、大字六輪を除いた区域

中島郡平和町大字横池字中之町 138 番地 稲沢市平和町横池中之町 138 番地

例 3 平和町の大字前浪、大字新開、大字六輪の区域

中島郡平和町大字六輪字塩川 52 番地 稲沢市平和町塩川 52 番地

稲沢市の区域については現行のとおりです。

合併に伴う町字名新旧対応表については、稲沢市のホームページでご覧になれます。

今回は、合併協議会だより第 7 号（3 月 1 日発行）に引き続き、国・県及びその他の機関に関する各種手続の必要性などについて、主なものをお知らせいたします。

変更手続の際に住所変更の証明書等が必要となる場合があります。この証明については、稲沢市役所市民課、祖父江支所・平和支所の市民福祉課及び市民センターにおいて発行しています。手数料は無料です。

手続等の詳細については、それぞれの問い合わせ先にご確認をお願いします。

【国関係】

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
普通自動車、大型バイク（251cc以上）の住所変更	普通自動車、大型バイクの所有者、使用者	不要	あえて住所変更の手続は必要ありません。なお、稲沢市名に変更を希望される方は、住所変更の証明書等を添付して申請することができます。本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金（35円）が負担となります。申請書には押印が必要です。 転売・抹消登録等の場合は、右記機関へ問い合わせ願います。	中部運輸局愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所 0568-73-4131
軽二輪（126cc～250cc）の住所変更	軽二輪の所有者、使用者	不要	変更の手続をされる方はあらかじめ右記機関へ問い合わせ願います。	軽自動車協会小牧分室 0568-43-1406
軽自動車の住所変更	軽自動車の所有者、使用者	不要	手続の必要はありません。なお、稲沢市名に変更を希望される方は、住所変更の証明書等を添付して申請することができます。本人が直接申請する場合、申請手数料は無料ですが、申請用紙代金（40円）が負担となります。 転売・抹消届出等の場合は、右記機関へ問い合わせ願います。	軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所 0568-75-3464
土地登記簿・建物登記簿（不動産の所在）		不要	所在変更の手続は必要ありません。法務局で順次変更します。	名古屋法務局稲沢出張所 0587-32-0259

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
土地登記簿・建物登記簿（不動産の所有者の住所）	登記簿に所有者として登記されている方で、住所を祖父江町、平和町として登記されている方	不要	旧住所を新住所と読み替える「みなし規定」により登記簿上の変更は行いません。ただし、住所変更を希望される方は、登記申請書に住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。 なお、その際の登録免許税は必要ありません。	名古屋法務局稲沢出張所 0587-32-0259
土地登記簿・建物登記簿（不動産の抵当権者、地上権者、仮登記権利者等の住所）	登記簿に抵当権者、地上権者、仮登記権利者等として登記されている方で、住所を祖父江町、平和町として登記されている方	不要	旧住所を新住所と読み替える「みなし規定」により登記簿上の変更は行いません。ただし、住所変更を希望される方は、登記申請書に住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。 なお、その際の登録免許税は必要ありません。	
商業登記簿・法人登記簿（会社等の本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所）	会社等の本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所を祖父江町、平和町として登記されている方	不要	本店及び主たる事務所の所在地並びに役員等の住所の変更手続は必要ありません。法務局で順次変更します。 稲沢出張所以外の法務局に会社の本店又は支店がある場合は、住所変更の証明書等を添付して変更登記をすることができます。 なお、その際の登録免許税は必要ありません。 詳しくは、最寄の法務局にお尋ね下さい。	
国民年金、厚生年金の住所変更	国民年金、厚生年金の被保険者及び受給者	不要	手続の必要はありません。 社会保険庁で4月中に一括変更されます。	一宮社会保険事務所 0586-45-1411
遺族基礎年金証書	各証書の所有者	不要	手続の必要はありません。	
障害基礎年金証書				
通算老齢年金証書				
寡婦年金証書				
老齢年金証書				
障害年金証書				
母子年金証書				
五年年金証書				
老齢福祉年金証書				
政府管掌健康保険の被保険者	祖父江町、平和町に所在地を有する事業所にお勤めの方	要	祖父江町、平和町に所在地を有する適用事業所の被保険者に係る健康保険被保険者証は、記号が変更となるため更新が必要になります。手続については、一宮社会保険事務所から、事業主を経由して行われます。 ただし、稲沢市の事業所については、被保険者証の更新はありません。	
	稲沢市、祖父江町、平和町以外に所在地を有する事業所にお勤めの方	不要	手続の必要はありません。 被保険者証の住所は、個人で訂正してください。	
国民年金基金の住所変更	基金の加入者及び受給者	不要	手続の必要はありません。	県国民年金基金 052-232-6247 0120-436373
恩給受給者住所	受給者	不要	手続の必要はありません。	総務省人事・恩給局 03-5273-1400

【県関係】

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
自動車運転免許証	免許証所持者	不要	免許証の本籍・住所は更新時に変更することも可能です。なお、更新前に住所変更を希望される方は手続をすることができます。	稲沢警察署交通課 0587-32-0110

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
自動車保管場所証明証	許可証等所有者	不要	手続の必要はありません。	稲沢警察署交通課 0587-32-0110
駐車許可証		不要	手続の必要はありません。 更新の際に変更できます。	
通行禁止道路通行許可証		不要	許可期間が短期のため、手続の必要はありません。	
道路使用許可証				
制限外積載許可証				
設備外積載許可証				
荷台乗車許可証				
制限外けん引許可証		不要	手続の必要はありません。 発行の際に変更できます。	
銃砲刀剣類所持許可証の本籍、住所の変更	許可証所有者	不要	手続の必要はありませんが、更新等でご来署の際に変更していただくことをお勧めします。 なお、希望される方は、更新前に手続をすることができます。	稲沢警察署生活安全課 0587-32-0110
旅券（パスポート）に係る住所変更及び申請	所持者及び旅券取得希望者	不要	手続の必要はありません。 旅券最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。ただし、他のページに書き込みをすると旅券が無効になることがありますのでご注意ください。 なお、申請の際、戸籍謄(抄)本、住民票を提出する場合は、申請前6か月以内に発行されたものであれば有効です。	県旅券センター 052-563-0236
狩猟免許	所有者	不要	手続の必要はありません。	県尾張事務所環境保全課 052-961-7254
興行場の営業許可申請書記載事項変更等の届出及び地位を継承した届出	許可証所持者	不要	手続の必要はありません。	県一宮保健所稲沢支所 0587-21-2251
旅館業の許可申請事項の変更及び承継承認申請				
公衆浴場の営業許可申請書記載事項の変更等の届出及び営業許可の承継届出				
美容所の届出事項の変更届出及び地位の承継届出	届出者	不要	手続の必要はありません。	
理容所の届出事項の変更届及び承継届出				
クリーニング業の届出事項の変更届出及び地位の承継届出				
食品営業の許可申請（承継届出）事項の変更届及び申請（届出）事項の変更届出、許可営業者の地位の承継届出	許可証所持者	不要	手続の必要はありません。	
特定疾患治療研究事業医療受給者票の書換え	受給者票所持者	不要	手続の必要はありません。 更新の際に変更できます。	
スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業受給者票の書換え				
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業受給者票の書換え				

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
育成医療券の書換え	医療券所持者	要	医療券の住所は現在のままでも差し支えありませんが、医療機関において、各種健康保険証と住所表記が異なると問題になる可能性がありますので、保健所へ来所の折りに変更手続を行ってください。	県一宮保健所稲沢支所 0587-21-2251
被爆者健康手帳所持者の手帳等記載事項の変更	手帳所持者	要	手帳の住所は現在のままでも差し支えありませんが、医療機関において、各種健康保険証と住所表記が異なると問題になる可能性がありますので、保健所へ来所の折りに変更手続を行ってください。	県健康福祉部健康対策課 052-961-2111 県一宮保健所稲沢支所 0587-21-2251
母子寡婦福祉資金貸付金事務	貸付金対象者	不要	手続の必要はありません。	県健康福祉部児童家庭課 052-961-2111
愛知県高等学校等奨学金の異動届	受給者	不要	手続の必要はありません。	県教育委員会高等学校教育課 052-961-2111
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の異動届				
農薬販売の届出	届出者	不要	手続の必要はありません。	県尾張農林水産事務所農政課 052-961-1599
肥料販売業務の届出				
建設業許可に係る営業所の住所変更	建設業許可を得て営業している者	不要	手続の必要はありません。	県建設部建設総務課 052-961-2111
解体工事業者登録に係る営業所の住所変更	解体工事業者登録をし、営業している者	不要	手続の必要はありません。	

【その他関係】

件名	対象者等	手続	手続方法等	問い合わせ先
郵便番号		不要	郵便番号に変更はありません。	稲沢郵便局 0587-21-3035
郵便貯金通帳	貯金者等	一部要	課税貯金は、手続不要です。ただし、住所変更を希望される場合は、郵便局窓口で手続を行ってください。また、非課税貯金をお持ちの方は、異動届の提出が必要です。詳しくは郵便局の窓口でお尋ねください。	祖父江郵便局 0587-97-0910 平和郵便局 0567-46-0742
簡易保険	契約者等	不要	手続の必要はありません。	
キャッシュカード(郵便局)	所有者	不要	手続の必要はありません。	
電話番号		不要	電話番号の市外局番については現行のとおりです。	NTT西日本 局番なし116
電話番号に関する住所、電話帳加入者の住所	電話契約者	不要	手続の必要はありません。	NTT以外の電話については、契約電話会社にお問い合わせください。
加入電話に関する契約				
共済年金の住所変更	年金の加入者及び受給者		手続については、各共済組合に確認してください。	各共済組合
組合健康保険の被保険者	保険の被保険者(任意継続被保険者を含む)		手続については、各健康保険組合に確認してください。	各健康保険組合
各種有価証券、保険証券等の住所変更	預金通帳、株券・社債等の有価証券所有者及び生命・損害保険等加入者		各規約等に定める期限・方法によりますので、各契約先に確認してください。	各契約先
預金通帳、定期預金証書等、キャッシュカード(預金の払い戻し等に利用)	預金者等		一般的には、住所変更手続は必要ありませんが、個々には各金融機関に確認してください。	各金融機関
クレジットカード(買物代金等の決済に利用し、後日契約会社から請求のあるもの)	カード所持者		各社とも対応が異なりますので、詳細については各窓口を確認してください。	各金融機関 各クレジット会社

合併協議会の詳しい内容は、稲沢市のホームページでご覧になれます。



このカタログは環境にやさしい大豆インキを使用しています。